

ハピラインファンクラブ規約

(名称および事務局)

第1条 本会の名称は、「ハピラインファンクラブ」(以下、「当会」という。)とします。

2 当会の事務局は「株式会社ハピラインふくい総務企画部企画課」とし、運営は株式会社ウララコミュニケーションズへ外部委託します。

(目的)

第2条 当会は、会員向け特典を通して、沿線住民をはじめとする県民のマイレール意識の醸成と鉄道の利用の促進を図ることを目的とします。

(会員)

第3条 当会は、一般会員、家族会員(一般会員と同一の住所の者)、法人会員で構成されます。

2 会員は、入会の申し込みと会費の支払いを行い、当会で所定の手続きが完了し、会員証が交付された者としてします。

(特典)

第4条 一般会員と家族会員には、次の特典があります。

- (1) オリジナル会員証の発行
- (2) 会員へのお知らせ(会報誌など)
- (3) 1日フリー乗車券の進呈
- (4) オリジナルグッズの割引
- (5) 会員限定イベントへの招待
- (6) 協賛店での割引等サービス(会員証の提示が必要)

2 法人会員には、次の特典があります。

- (1) オリジナル会員証の発行 5枚(1口あたり)
- (2) 1日フリー乗車券の進呈 5枚(1口あたり)
- (3) 法人名(団体名)をファンクラブホームページに掲載
- (4) 会員へのお知らせ(会報誌など)
- (5) オリジナルグッズの割引
- (6) 会員限定イベントへの招待
- (7) 協賛店での割引等サービス(会員証の提示が必要)

(会費)

第5条 会費は年会費制とし、入会および更新時に下記の会費をお支払いいただきます。

- ・ 一般会員：1,000 円
- ・ 家族会員： 500 円（一般会員と同一の住所の者）
- ・ 法人会員：10,000 円（1口）

(会員期限)

第6条 会員期限は、4月1日から1年間とします。ただし、4月以降に中途入会した者の会員期限は、入会日から当該年度の3月31日までとします。

2 前項に定める会員期限は、所定の手続きによって、更新できるものとします。

3 前項に定める更新手続きは、当会が指定する期間内に行うことができます。

(中途退会)

第7条 中途退会される場合は、当会までご連絡ください。

2 中途退会された場合は、会費の返還はいたしません。

(会員証の再発行)

第8条 会員が会員証を紛失したときは、当会に再発行を申請することができます。なお、再発行手続きの際に、手数料200円をお支払いいただきます。

2 会員証が再発行された時点で、紛失した会員証は無効となります。

(会員証の使用者)

第9条 会員証は、会員ご本人様以外はご使用になれません。また、他人に譲渡・貸与することもできません。

(個人情報)

第10条 当会は、会員の個人情報を正確かつ厳重に管理いたします。また、お預かりした個人情報は、当会やご案内等に使用し、個人情報を外部および第三者に開示または提供いたしません。

(規約の変更)

第11条 当会は、必要と認められた時、会員に予告なく本規約を変更することができ、変更した場合は速やかに会員にホームページ等で告知します。

附則

第1条 令和5年度に入会した者の会員期限は、第6条の規定にかかわらず令和6年3月16日から令和7年3月31日までとします。ただし、令和6年3月17日以降に入会した者の会員期限は、入会日から令和7年3月31日までとします。

第2条 この規約は、令和5年10月2日から施行します。

附則

この規約は、令和5年12月1日から施行します。